

議案の審議

第1駐輪場を有料化

片瀬江ノ島駅自転車駐車場 周辺2カ所も再整備に取り組む

○藤沢市自転車駐車場条例の一部改正について

この議案は、片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場を有料化することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・片瀬江ノ島駅に新設する自転車駐車場を令和2年6月に公共の用に供するため、条例に位置づける。
・名称に片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場を加え、位置、自転車等の種別及び入出場時間について定める。
・定期利用、一時利用の料金を定める。

【施行日】公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日(主な質問と答弁)



再整備を進めている片瀬江ノ島駅隣接の第1駐輪場予定地

【質問】片瀬江ノ島駅周辺の3カ所の自転車駐車場の整備の必要性を検討していく。

【答弁】片瀬江ノ島駅周辺には、第1、第2、第3の3カ所の駐輪場があり、現在、有料化に向けた再整備に取り組んでいる。

【質問】片瀬江ノ島駅周辺の整備計画として、2年6月の供用開始を目標に片瀬江ノ島駅直近の第1駐輪場の再整備を進めており、その後、3年4月の供用開始を目標に江ノ島駅周辺の第3駐輪場の再整備に取り組み予定としている。

【質問】これら2カ所の駐輪場の供用開始後、利用状況や放置自転車の状況を見きわめ

一定の受益者負担をいただくことを基本に、有料化の再整備に取り組んでいる。片瀬江ノ島駅周辺の3カ所の駐輪場も鉄道駅から徒歩圏にある施設であり、有料化に向けた再整備を進めている。再整備に当たっては、地域住民や鉄道利用者にも丁寧な説明や情報提供を行いつつ進めていく。

○藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

この議案は、農地法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・令和元年5月24日に農地法の集積・集約の促進を目的とした農地法の一部改正が行われたことに伴い、条例において引用している、農地転用の制限及び農地ま

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】今回の条例改正の大部分は、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正されたことによるものだが、改正内容はこのようなかのなかであったのか。また、その内容が今回の条例の一部改正に反映されているのか聞きたい。

【答弁】農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、農地集約の加速化及び農地利用の集積に支障を及ぼす場合の農地転用の不許可要件への追加等が定められた。しかし、本条例に引用している農地法の各条項には

変更がないため、本条例の一部改正において、その内容の反映はしていない。

○藤沢市下水道条例の一部改正について

この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定され、指定工事店及び責任技術者に係る条項が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・指定工事店の資格要件及び責任技術者の資格・欠格条項について、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないものを、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改め、新たに、心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むことができない者、職務を適切に行うことができない者をそれぞれに加える。

変更がないため、本条例の一部改正において、その内容の反映はしていない。

○藤沢市立看護専門学校条例の一部改正について

この議案は、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・授業料のほかに、入学金の減免等の規定を加える。
・入学金及び授業料は、減免の申請から決定までの確認審査に一定期間を要することから、減免を決定した月の翌月末まで納付期限を延ばせるよう規定を加える。
・入学金または授業料の納付後に減免が決定する場合は、納付済みの入学金または授業料を還付できるように規定を加える。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【答弁】この議案は、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【答弁】この議案は、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)



就学を支援し、看護職への道を広げる＝市立看護専門学校

【施行日】大学等における修学の支援に関する法律の施行の日

○藤沢市印鑑条例の一部改正について

この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の印鑑登録制度における成年被後見人に関する規定を見直す必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・印鑑の登録を受けることができない者に係る規定を、成年被後見人から意思能力を有しない者に改める。
・保証人となることができ、成年被後見人から意思能力を有しない者に改める。

【施行日】令和2年1月1日(主な質問と答弁)

【質問】この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の印鑑登録制度における成年被後見人に関する規定を見直す必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【答弁】この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の印鑑登録制度における成年被後見人に関する規定を見直す必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の印鑑登録制度における成年被後見人に関する規定を見直す必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【答弁】この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定されたことに伴い、本市の印鑑登録制度における成年被後見人に関する規定を見直す必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

国に準じた賃金の報酬改定 会計年度任用職員 常勤職員との均衡を図る

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

この議案は、国家公務員の給与改定に準じて、本市の短時間勤務会計年度任用職員の報酬の改定措置を講

ずるため、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・会計年度任用職員の職務内容に照らし、行政職報酬表(1)・(2)、医療職報酬表(1)・(2)及び(3)の額を、それぞれ常勤職員に準じた休暇制度などを設けることとしている。昇給や昇格の仕組みは、会計年度ごとの任用となることから設けていないが、一定の上限を設ける中で、経験年数を翌年度の初任給基準に加工することとしている。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】会計年度任用職員の処遇の改善や昇給・昇格をどのような方針で今後進めていくのか。また、月給が下がるというケースが生じるのか聞きたい。

【答弁】会計年度任用職員制度は、常勤職員との均衡を

図るための処遇改善を行い、適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたもので、本市における制度上の仕組みがあるのか、実際に適用される方がどのくらいいるのか聞きたい。

【答弁】臨時職員・非常勤職員は、現在は各課で任用されており、それぞれの職員の雇用年数は、現時点では全体の集約ができていないが、5年以上任用している職員は一定数いるものと思われる。今後は、会計年度任用職員として任用する際に経験年数を加工するため、本市における勤務実績の把握をしていく。また、臨時職員・非常勤職員が正規職員となる方法として、特段の

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】今回の条例改正の大部分は、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正されたことによるものだが、改正内容はこのようなかのなかであったのか。また、その内容が今回の条例の一部改正に反映されているのか聞きたい。

【答弁】農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、農地集約の加速化及び農地利用の集積に支障を及ぼす場合の農地転用の不許可要件への追加等が定められた。しかし、本条例に引用している農地法の各条項には

変更がないため、本条例の一部改正において、その内容の反映はしていない。

○藤沢市下水道条例の一部改正について

この議案は、成年後見制の利用の促進に関する法律が制定され、指定工事店及び責任技術者に係る条項が見直されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

【条例の主な内容】
・指定工事店の資格要件及び責任技術者の資格・欠格条項について、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないものを、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改め、新たに、心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むことができない者、職務を適切に行うことができない者をそれぞれに加える。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【答弁】この議案は、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【答弁】この議案は、大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【施行日】公布の日(主な質問と答弁)

【質問】大学等における修学の支援に関する法律が制定され、入学金及び授業料の納付期限と還付に関する規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するもの。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を執行

○藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

藤沢市選挙管理委員会委員及び同補充員が、令和元年12月21日をもって任期満了となるため、新たな委員について、議会

で選挙を行うもの。

選挙の結果、選挙管理委員会委員として、

伊勢和彦氏
水嶋正夫氏
渡邊光雄氏
阿部すみえ氏が当選した。

また、同補充員として、
菅沼恒昭氏
杉下由輝氏
西光美奈子氏

○人権擁護委員候補者の推薦について
藤沢市域の人権擁護委員の任期が、令和2年3月31日をもって満了になること等のため、法務大臣に新たな候補者を推薦することに、議会の意見を求めるもの。
議会はこれに同意した。
任期は2年4月1日から5年3月31日までの3年間。
・中島慶子氏(新任、横浜市在住)
・田中則仁氏(新任、横浜市在住)
・河合秀樹氏(再任、横浜市在住)
・青木孝氏(再任、横浜市在住)
・山田恵里可氏(再任、茅ヶ崎市在住)